許認可の申請状況について

年　月　日

富山市長　殿

住　所

氏　名

届出の対象である森林の伐採（又は土地の形質変更）については、次のとおり必要な手続きを進めています（又は進める予定です）。

・許認可の種類　　法第　条

・申　請　先　　　　　県　　部　　課

・申請年月日　　　年　　月　　日

（又は申請予定時期）

土地の登記事項証明書の代替について

年　　月　　日

富山市長　殿

住　所

氏　名

（例１）

森林法施行規則第９条第３項第４号に掲げる書類は、林地台帳のとおりです。

（例２）

森林法施行規則第９条第３項第４号に掲げる書類は、　　年　　月　　日付け森林の土地の所有者届出書のとおりです。

伐採承諾書

　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　住所

　　　　　氏名

下記に示す私の所有地における樹木伐採について承諾します。

記

（伐採箇所）

県　　　　市　　　　町大字　　　　　字　　　　　地番

　以上

（境界確認が取れた場合）

隣接森林所有者との境界確認の状況について

年　　月　　日

富山市長　殿

住　所

氏　名

富山市　　町　　の森林の立木の伐採にあたり、隣接する以下の森林の森林所有者と境界確認を行いました。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 森林の所在場所 | 森林所有者 | | 確認方法 |
| 住所 | 氏名 |
| 〇〇〇－△ | 〇〇市〇〇町〇〇 | 富山太郎 | 〇年〇月〇日　現地立会 |
| 〇〇〇－□ | 〇〇市〇〇町〇〇 | 富山花子 | 〇年〇月〇日　書面通知より承諾 |
|  |  |  |  |

なお、境界に関する争いが生じた場合には、届出者の責任において対応を行います。

（境界確認が取れなかった場合）

隣接森林所有者との境界確認の状況について

年　月　日

富山市長　殿

　住　所

　氏　名

　下記森林の所在場所における伐採届について、隣接する森林の所有者と境界確認したことが確認できる書類を取り交わしておりませんが、今後隣接する森林の所有者、第三者から本件に関し異議申し立てがあった場合は、当方で一切の責任を負うとともに、以降の伐採届の提出にあたっては、隣接する森林の所有者と境界確認したことを確認する書類を提出することを確約します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 森林の所在場所 | 森林所有者 | |
| 住所 | 氏名 |
| 〇△○―△ | ○○市○○町○○ | 富山　太郎 |
|  |  |  |
|  |  |  |

伐採及び集材に係るチェックリスト

　　年　　月　　日

伐採する者：

森林の所在場所：

|  |  |
| --- | --- |
| チェック項目 | 確認 |
| （１）伐採の方法及び区域の設定  ①伐採と造林の一貫作業の導入を検討する。  ②林地や生物多様性の保全に配慮した伐採方法を採用する。  ③伐採する区域の明確化を行う。  ④林地や生物多様性の保全に配慮し、保護樹帯や保残木を設定する。  ⑤伐採が大面積にならないよう、伐採の空間的・時間的な分散を検討する。 | □ |
| （２）林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設  ①集材路・土場の作設は必要最小限にする。  ②地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。  ③土場の作設では法面を丸太組みで支える等の対策を講じる。  ④現場の状況に応じて、集材路・土場の配置に係る計画の変更を行う。  ⑤集材路の線形は、極力等高線に合わせる。  ⑥ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。  ⑦集材路・土場は渓流から距離をおいて配置する。  ⑧集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。  ⑨伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が渓流に流出しない工夫をする。  ⑩伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、隣接地の森林所有者等と調整を行う。 | □ |
| （３）人家、道路、取水口周辺等での配慮  ①集材路・土場の作設時には保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路等の重要な保全対象が下にある場合には、その直上では集材路・土場を作設しない。  ②水道の取水口の周辺では集材路・土場を作設しない。 | □ |
| （４）生物多様性と景観への配慮  ①希少な野生生物の生息を知った場合には、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。  ②集落、道路等からの景観に配慮した集材路・土場の配置とする。 | □ |
| （５）切土・盛土  ①集材路の幅及び土場の広さは必要最小限にする。  ②切土高を低く抑える。盛土はしっかり絞め固め、必要な場合には、丸太組み工等を活用する。  ③残土が発生した場合には、渓流沿いを避け、地盤が安定した箇所に置き、必要に応じて、丸太組み工等の対策を講じる。 | □ |

|  |  |
| --- | --- |
| チェック項目 | 確認 |
| （６）路面の保護と排水の処理  ①雨水による路面の洗堀・崩壊を避けるための対策を講じる。  ②路面の排水は、浸食されにくい箇所でこまめに行う。崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるための対策を講じる。 | □ |
| （７）渓流横断箇所の処理  ①渓流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施行する。暗渠を用いる場合は、詰まりが生じないような対策を講じる。洗い越しとする場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げる。  ②洗い越しは、大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、必要に応じて撤去する。 | □ |
| （８）作業実行上の配慮  ①集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間しようしない場合には、土砂の流出を防止するため、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。  ②降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。  ③伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意をはらう。  ④伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。造林事業者が決まっている場合には、現場の後処理等の調整をする。  ⑤枝条等が渓流に流出しないように対策を講じる。  ⑥天然更新を予定している区域では、枝条等が天然更新の妨げとならないように留意する。 | □ |
| （９）事業実施後の整理  ①枝条等を伐採現場に残す場合は、渓流に流れ出たり、林地崩壊を誘発することがないように、適切な場所に整理する。  ②集材路・土場は植栽等により植生の回復を促す。また、溝切り等の排水処置を行う。  ③伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条等の整理の状況を造林の権限を有する森林所有者等と確認し、必要な措置を講じる。 | □ |

搬出計画図